

記者発表資料
平成29年12月18日
教育庁教職員課
担当：八島 内線3630

職員の処分について(その1)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
平成28年11月下旬頃から平成29年10月中旬頃まで
- 2 所属の種別
中学校
- 3 年齢
24歳
- 4 管理職，一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員
- 6 事件・事故の概要
当該教職員は、平成28年11月下旬頃から平成29年10月中旬頃までの間、自身が顧問を務めていた部活動の部員らに対し、指導の際などに日常的に不適切な発言を行っていた。
また、本件事故の調査を進める中で、当初、虚偽の証言を行ったほか、部員2名に対し、蹴る、頬を叩くといった体罰行為を行っていたことも判明した。
当該教職員は「相手の気持ちを考えることができていなかった」「相手への思いやりに欠けていたと思う」と述べている。
- 7 処分内容
懲戒処分として「減給6月」
- 8 処分年月日
平成29年12月18日

職員の処分について(その2)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
平成28年5月頃から平成28年9月頃まで
- 2 所属の種別
中学校
- 3 年齢
55歳
- 4 管理職，一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員
- 6 事件・事故の概要
当該教職員は、平成28年5月頃から平成28年9月頃までの間、自身が顧問を務めていた部活動の部員4名に対し、平手打ちや、蹴る、小突くなどの体罰行為を行ったほか、指導の際、部員に対し、不適切な発言を行っていた。
当該教職員は「自らの行動によって、生徒を傷つけ、多くの方々に迷惑をかけてしまい、本当に申し訳なかった」と述べている。
- 7 処分内容
懲戒処分として「減給3月」
- 8 処分年月日
平成29年12月18日

職員の処分について(その3)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準(平成12年4月1日施行)により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
平成29年8月下旬頃から平成29年10月5日まで
- 2 所属の種別
小学校
- 3 年齢
61歳
- 4 管理職, 一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員
- 6 事件・事故の概要
当該教職員は、平成29年8月下旬頃から平成29年10月5日までの間、担任を務める学級の児童が指導に従わなかった際などに、当該児童の頭や頬を叩いたり、頬をつねるなどの行為を繰り返し行った。
当該教職員は「指導する立場の人間として、体罰をしてしまったところに、自分自身の弱さがあったと思う」と述べている。
- 7 処分内容
懲戒処分として「戒告」
- 8 処分年月日
平成29年12月18日